

■ 建築設備単独の建築確認申請（[改正] 令8. 4）

法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に法第12条第3項により特定行政庁が指定した建築設備を設ける場合は、法第6条第1項による建築行為と同時に計画される場合を除き、法第87条の4により、建築設備として単独に建築確認をする必要がある。~~ただし、この場合は当該建築設備の新設、大規模な改修などに限るものとする。~~ ただし書き削除

■ 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請（平29. 4 [改正] 令8. 4）

既存昇降機の改修工事を行うときは、その改修工事の内容が次の表のような重要な仕様変更を伴う場合は、原則として確認申請が必要である。

(1) 既設エレベーターの改修	1) 機械室を移設するとき
	2) エレベーターを全部取り換えるとき（乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も、全部取り換えとみなす）
	3) エレベーターの用途を変更するとき
	4) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき
	5) 昇降行程を延長するとき
(2) 既設エスカレーターの改修	1) 輸送能力を変更するとき
	2) エスカレーターを入れ替えるとき
	3) エスカレーターを移設するとき
(3) 既設小荷物専用昇降機の改修	1) 既設エレベーターの改修を準用する

【参考】 ◇ 戸開走行保護装置等の設置の促進について（平24国住指第291号）

■ 工事監理報告書の提出（昭50 [改正] 平10. 2 平15. 10 令8. 4）

昇降機の検査の合理化を図るため、法第12条第5項に基づき、昇降機検査資格者による「昇降機等検査報告書」（参考様式）を提出するものとする。

【参考】 ◇ 50建指第241号

■ 浄化槽の変更（平10. 2 [改正] 平22. 12）

建築確認時の浄化槽と施工時の浄化槽が異なるものは、原則、「計画変更確認申請」の対象とする。

ただし、法第68条の10及び法第68条の11に基づく型式適合認定等の浄化槽のメーカー変更（処理方式の変更も可）は、「浄化槽工事完了報告書」をもって変更扱いとする。

■ 建築基準法施行細則第9条かつこ書の適用（昭49 [改正] 平10. 2）

建築基準法施行細則第9条かつこ書の「下水道法第4条第1項の事業計画のある区域で特に知事が認めるもの」とは、「下水道法第4条第1項の事業計画の認可を受けた区域であり、かつ、都市計画法第59条の都市計画事業の認可を受けた区域」とする。なお、放流処理水質については行政庁と打ち合わせること。

【参考】 ◇ 46環整第167号
◇ 49建指第159号